

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65条）第19条第1項の規定により
農業経営基盤の強化の促進に関する計画を定めたため、同法第19条第8項の規定に
基づき公告する。

令和7年3月31日

鳴門市長 泉 理 彦



1. 農業経営基盤の強化の促進に関する計画の縦覧場所
鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市 産業振興部 農林水産課